

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項前段の規定により岐阜県知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和2年4月27日

岐阜県監査委員 田中勝士
 岐阜県監査委員 加藤大博
 岐阜県監査委員 鈴木靖
 岐阜県監査委員 藤良寛
 岐阜県監査委員 長縄直子

I 平成30年度及び令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
指摘事項	89	88	0	1
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	0	1

2 令和元年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	106	104	1	1
指導事項	126	125	1	0
検討事項	6	3	1	2
計	238	232	3	3

※「今回措置を講じたもの」については、令和2年4月20日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和元年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
医療整備課	三次周産期医療機関ネットワーク事業業務委託に係る支出事務において、委託業務契約書に支払の期限は請求書を受領した日から30日以内の日と規定されているところ、これを超えて支払が行われていたので、今後は適正に処理されたい。	今後は委託事務に関して、県及び委託先が行う関係事務の処理期限及び支払日を関係者間で明示し、共有することで会計事務の適正な執行に努める。

(2) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
地域福祉課	地域福祉課は、福祉分野の人材に関する情報を一元的に発信する「福祉人材総合ポータルサイト」の構築を行う補助事業者に、その構築に要する経費を対象として、福祉人材総合ポータルサイト構築事業費補助金を交付している。上記補助金の予算要求の際に作成された県単独補助金事業評価調書では、事業目標の達成度を示す指標を「ポータルサイトアクセス数」（以下「アクセス数」という。）30,000件／年としているが、地域福祉課は補助金交付の要件等で補助事業者に対してアクセス数の把握を求めておらず、構築されたシステムはアクセス数を把握できる仕様とはなっていなかった。ポータルサイトは平成31年4月に公開されているが、本件事業は、事業目標の達成度を確認できないものとなっていることから、対応の検討を進め、必要な措置を講じられたい。	予備監査後、直ちに補助事業者と協議し、福祉人材総合ポータルサイトについて、アクセス数を把握できるよう対応した。

(3) 監査結果（検討事項）に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
医療整備課	<p>岐阜県ドクターヘリ導入事業費補助金の交付事務について、補助金交付要綱で変更交付申請の提出期限は1月15日と規定されているところ、期限後の3月29日に申請が行われていた。</p> <p>当該補助事業は国庫補助事業（以下「国補助」という。）で措置されているドクターヘリの運航経費等の不足分について、県単補助事業（以下「県単補助」という。）として予算措置しているものである。</p> <p>国補助は、補助金額の増額や事業内容に変更があった場合、変更交付申請を行う必要があり、その際には国補助と県単補助の変更申請を併せて行うため、国補助の変更交付申請の提出期限（1月20日）の5日前の日を県単補助の提出期限と規定している。しかし、国補助は、開始された平成28年度以降、当初交付申請時に基準額を全額申請しており、事業内容の変更も見込まれないことから、現実的に変更交付申請を提出する可能性は極めて低く、平成28年度以降提出された実績もない。</p> <p>一方、県単補助については、事業の性質上、年度末まで事業量及び補助対象経費が確定せず、現在の補助金交付要綱に定められている変更交付申請の提出期限を遵守することは実務上困難である。これらのことを踏まえた上で、提出期限の見直しなど適正な交付手続のあり方を検討されたい。</p>	<p>県の補助金交付要綱の策定段階においては、県単補助を考慮しておらず、国の補助金交付要綱を参考に、変更交付申請の提出期限を1月15日と規定していた。</p> <p>今回、監査結果を踏まえ提出期限の見直しを行い、検討の結果、提出期限は3月31日が望ましいと判断し、県の補助金交付要綱の変更交付申請の提出期限を3月31日に改めた。</p>